埼玉県農業技術研究センター運営会議要綱

平成27年4月1日決裁平成29年4月3日改正

(趣旨)

第1 埼玉県農業技術研究センター(以下「農技研」という。)の運営・管理の適切かつ 円滑な推進を図るため、埼玉県農業技術研究センター運営会議(以下「運営会議」とい う。)を設置する。

(任務)

- 第2 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 農技研の運営・管理の基本方針に関すること
 - (2) 農技研における試験研究の方針設定、課題設定及び評価に関すること
 - (3) 農技研における試験研究の総合調整に関すること
 - (4) その他農技研の運営に必要な事項

(構成)

第3 運営会議は、農技研の所長、副所長、室長(企画担当所掌)及び総務担当部長で構成する。

(会議)

- 第4 運営会議は、所長が招集し、主宰する。
- 2 運営会議は、原則として毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(運営幹事会)

- 第5 運営会議には、運営幹事会を置く。
- 2 運営幹事会は、運営会議に付議すべき事項を検討、調整するとともに、運営会議において決定されたことを具体的に推進する。
- 3 運営幹事には副所長(企画担当所掌)、室長(企画担当所掌)総務担当部長、各副所長 が指定する者で構成する。
- 4 幹事長は副所長(企画担当所掌)を充てる。

(委員会)

第6 運営会議には、必要な事項を協議又は実施するため、委員会を置くことができる。

(事務)

第7 運営会議の事務は、企画担当において行うものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、会議に諮って所長が定める。